

令和 7 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

令和 8 年 6 月 3 日

目次

第1	令和7年度における委員会の事業運営方針	1
第2	委員会の運営全般	1
第3	食品健康影響評価の実施	3
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2	評価ガイドライン等の策定等	
3	「自ら評価」の適正な実施	
第4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	6
1	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2	食品安全モニターからの報告	
第5	食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進	7
1	食品健康影響評価技術研究の推進	
2	食品の安全性の確保に関する調査の推進	
3	研究・調査事業の追跡調査、プログラム評価等の実施	
第6	リスクコミュニケーション・情報発信の促進	9
1	様々な手段を通じた情報の発信	
2	「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3	関係機関・団体との連携体制の構築	
第7	緊急の事態への対処	17
1	緊急事態への対処	
2	緊急事態への対処体制の整備	
3	緊急時対応訓練の実施	
第8	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	17
第9	国際協調の推進	18
1	国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
2	海外の研究者等の招へい	
3	海外の食品安全機関等との連携強化	
4	海外への情報発信	

令和7年度の運営状況	令和7年度食品安全委員会運営計画 (令和7年3月25日食品安全委員会決定)
<p>第1 令和7年度における委員会の事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、令和7年度食品安全委員会運営計画（令和7年3月25日食品安全委員会決定）に基づき、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項に規定する所掌事務の円滑かつ着実な実施に取り組んだ。</p>	<p>第1 令和7年度における委員会の事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>
<p>第2 委員会の運営全般</p> <p>➡資料2-2（p2～5）参照</p> <p>(1) 委員会会合の開催</p> <p>令和7年度は、43回の委員会会合を、原則として毎週火曜日14時から公開で開催した。</p> <p>(2) 企画等専門調査会の開催</p> <p>令和7年6月12日の第45回会合において、令和6年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行い、了承された。また、令和7年度の「自ら評価」案件選定の進め方について審議を行い、案件の募集を進めることが了承された。</p> <p>令和7年11月12日の第46回会合において、令和7年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告及び令和7年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行った。</p> <p>令和8年2月13日の第47回会合において、「自ら評価」案件候補の選定については審議の結果、無機ヒ素について評価案件としては見送るが、必要な体制を整え、欧米やJECFAの評価書の科学的根拠を精査するなど、自ら評価を実施する上で必要な科学的知見の充足状況について情報収集を継続する旨を委員会に報告することとなった。</p> <p>令和8年度食品安全委員会運営計画案について審議を行い、原案のとおり了承された。さらに、令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果について事務局から報告を行うとともに、令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画案についても審議を行い、原案のとおり了承された。</p> <p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催</p> <p>令和7年度は、添加物専門調査会（3回）、農薬第一専門調査会（12回）、農薬第二専門調査会（9回）、農薬第三専門調査会（6回）、農薬第四専門調査会（6回）、農薬第五専門調査会（10回）、動物用医薬品専門調査会（8回）、器具・容器包装専門調査会（1回）、汚染物質等専門調査会（1回）、微生物・ウイルス専門調査会（4回）、プリオン専門調査会（7回）、かび毒・自然毒等専門調査会（6回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（12回）及び肥料・飼料等専</p>	<p>第2 委員会の運営全般</p> <p>(1) 委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> <p>(2) 企画等専門調査会の開催</p> <p>本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p> <p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催</p> <p>食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。</p> <p>既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、</p>

門調査会（6回）をそれぞれ開催した。

また、委員会の下に設置された栄養成分関連添加物ワーキンググループ（3回）、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（4回）、評価技術企画ワーキンググループ（2回）及び食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ（10回）をそれぞれ開催した。

このほか、委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日食品安全委員会決定）に基づき、10件について、専門調査会の調査審議を行うことなく、食品健康影響評価を行った。

① 令和7年4月8日の第979回委員会会合において、ビスフェノールAワーキンググループの設置を決定し、令和7年度中に計4回の会合を開催した。

② 令和7年5月15日の動物用医薬品専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。
令和7年5月21日の食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループに栄養成分関連添加物専門調査会の1名を招いて調査審議を行った。

令和7年7月2日の食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループに栄養成分関連添加物専門調査会の1名を招いて調査審議を行った。

令和7年7月16日のかび毒・自然毒等専門調査会に農薬第五専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

令和7年6月26日の動物用医薬品専門調査会に肥料・飼料等専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

令和7年9月26日の農薬第五専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員2名を招いて調査審議を行った。

令和7年9月29日のかび毒・自然毒等専門調査会に農薬第五専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の専門委員各1名を招いて調査審議を行った。

令和7年11月7日の農薬第五専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員2名を招いて調査審議を行った。

令和7年11月10日のかび毒・自然毒等専門調査会に肥料・飼料等専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

令和7年12月1日のかび毒・自然毒等専門調査会に農薬第一専門調査会、農薬第五専門調査会及びビスフェノールAワーキンググループ並びに肥料・飼料等専門調査会の専門委員各1名を招いて調査審議を行った。

令和7年12月19日の農薬第五専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員2名を招いて調査審議を行った。

令和8年2月20日のかび毒・自然毒等専門調査会に農薬第四専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

令和8年3月12日の農薬第四専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員2名を招いて調査審議を行った。

令和8年3月18日の動物用医薬品専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

令和8年3月18日のかび毒・自然毒等専門調査会に農薬第四専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

③ 合同で開催する案件はなかった。

（4）委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、「食品安全委員会委員の専門調査会及びワーキンググループの担当について」（令和3年7月1日食品安全委員会決定）に基づき全ての専門調査会等に委員が出席し、情報提供を行うと

効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

① 委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置

② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議

③ 関係する専門調査会等を合同で開催

（4）委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席

<p>もに、必要に応じて助言を行った。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保 関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、食品安全行政に関する関係府省連絡会議（令和7年1月16日開催）や、同会議幹事会（原則毎週金曜日に開催）等を通じて、リスク管理機関との連携を確保した。</p> <p>(6) 委員会におけるDXの取組について 食品健康影響評価書作成の効率化と、評価書作成に伴い整理した毒性データ等を国際的な形式で提供可能とするデータベース化の検討のため、食品健康影響評価技術研究において、令和6年度及び令和7年度に採択した「デジタルトランスフォーメーション（DX）推進に関する研究」2課題を実施した。 食品の安全性の確保に関する海外の最新情報の収集・整理のデジタル技術を用いた効率化のための機械翻訳の導入に向け、翻訳精度の検討など具体的な課題を確認するための試行を行った。</p> <p>(7) 事務局体制の整備 新たな課題に対応したリスク評価を行うための評価体制の強化等に必要な予算を確保するとともに、海外農薬知見の収集に係る評価対応の強化を図るための定員を確保した。</p>	<p>し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保 令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管等を踏まえ、食品の安全性の確保に関する施策の総合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、より一層リスク管理機関との連携を確保する。</p> <p>(6) 委員会におけるDXの取組について リスク評価業務の効率化や評価技術の高度化に資するため、データ項目に関する調査結果を踏まえ、食品健康影響評価書及び委員会が保有する毒性評価結果等のデータベース化に向けた検討を進める。 デジタル技術を活用した情報収集等の体系化・効率化について、令和6年度に実施した実証調査の結果を基にAI等を活用した機械翻訳などの実用化を進める。 また、ガバメントソリューションサービス（GSS）を活用した国会業務や評価書作成業務の効率化を引き続き推進する。</p> <p>(7) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 ⇒資料2-2（p6）参照</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。 令和7年度は、添加物、農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品等を始めとする143件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、152件について評価結果を通知した。以下は、その概要である。</p>	<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 特に、令和4年10月に評価要請が開始された農薬の</p>

① 添加物

前年度までに要請のあったものを含めて、消費者庁に5件の評価結果を通知した。

② 農薬

消費者庁又は農林水産省から計97件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同庁又は同省に計88件の評価結果を通知した。

③ 動物用医薬品

農林水産省から7件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同省又は消費者庁に計13件の評価結果を通知した。

④ 微生物・ウイルス

農林水産省から1件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同省に1件の評価結果を通知した。

⑤ プリオン

前年度までに要請のあったものを含めて厚生労働省に1件の評価結果を通知した。

⑥ 遺伝子組換え食品等

消費者庁又は農林水産省から計26件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同庁又は同省に計30件の評価結果を通知した。

⑦ 肥料・飼料等

消費者庁又は農林水産省から計10件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同庁又は同省に計13件の評価結果を通知した。

⑧ 薬剤耐性菌

農林水産省から計2件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同省に計1件の評価結果を通知した。

なお、令和7年度における専門調査会等別の食品健康影響評価の審議状況、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については資料1-2(p4~6)のとおりである。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について
企業申請品目については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日

再評価について、評価指針等に基づき、各種試験データや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

食品安全委員会決定)において、標準処理期間(要請事項の説明を受けた日から、リスク管理機関に資料を要求している期間を除き、結果を通知するまでの期間)を1年と設定しているが、令和7年度においては、前年度までに要請のあったものを含めて、86件の評価結果をリスク管理機関に通知したところ、標準処理期間を超過したものは5件であった。

(3) 器具・容器包装のポジティブリスト制度導入に伴い実施する食品健康影響評価について

令和7年度においては、「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」(平成31年5月28日食品安全委員会決定)及び「食品用器具及び容器包装の既存物質の食品健康影響評価における基本的考え方」(令和6年3月15日器具・容器包装専門調査会決定)に基づき調査審議を行う必要のある食品健康影響評価の要請はなかった。

(4) ベンチマークドーズ法及び構造活性相関((Q)SAR)の食品健康影響評価への活用

第63回かび毒・自然毒等専門調査会(令和8年3月18日)において、オクラトキシンAの評価にベンチマークドーズ法の活用が提案され、評価支援チームによる審議の支援を行う予定。

2 評価ガイドライン等の策定等

- 令和7年4月から9月まで食事由来の化学物質のばく露評価に関する情報共有と課題の整理を行い、令和7年10月から技術文書の策定に向けた検討を実施した。
- 令和7年10月から食品影響評価におけるリードアクロスの活用に関する技術文書の策定に向けた検討を実施した。

3 「自ら評価」の適正な実施

→資料2-2(p7)参照

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日食品安全委員会決定)に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) 器具・容器包装のポジティブリスト制度導入に伴い実施する食品健康影響評価について

「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」(平成31年5月28日食品安全委員会決定)及び「食品用器具及び容器包装の既存物質の食品健康影響評価における基本的考え方」(令和6年3月15日器具・容器包装専門調査会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。

(4) ベンチマークドーズ法及び構造活性相関((Q)SAR)の食品健康影響評価への活用

当該技術に関する評価支援チームを、令和6年度に評価技術企画ワーキンググループを中心として整備したところであり、これを活用し、各専門調査会等と密接に連携して調査審議を行う。

2 評価ガイドライン等の策定等

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定及び改正を進める。

令和6年8月に開催した評価技術企画ワーキンググループにおいて検討した進め方を踏まえ、食品健康影響評価に関する長期的な課題の整理と新しい評価手法への対応方針について、引き続き検討を進める。

また、国際水準に準拠したばく露評価の実施を目指し、食事由来の化学物質のばく露評価に関する課題の整理を行い、技術文書の策定に向けた検討を進める。

3 「自ら評価」の適正な実施

<p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第45回企画等専門調査会（令和7年6月12日）において「自ら評価」案件の選定方法、スケジュール等について決定し、令和7年7月1日から1か月間にわたって一般公募を実施したほか、食品安全モニター、地方公共団体の食品安全担当職員及び専門委員からも募集した結果、7件の提案を受けた。 ○ 第46回企画等専門調査会（令和7年11月12日）及び第47回企画等専門調査会（令和8年2月13日）における審議を経て、第1015回委員会会合（令和8年2月24日）において審議した結果、「無機ヒ素」について、令和7年度に食品健康影響評価の対象とはならないものの、自ら評価を実施する上で必要な科学的知見の充足状況について、情報収集を継続することとなった。 <p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有機フッ素化合物（PFAS）の食品健康影響評価書に関するQ&Aを更新したほか、同評価の解説資料、解説動画を公表した。 ○ 「アレルギーを含む食品」について、これまで「卵」の評価書（令和3年度）並びに「総論」、「牛乳」、「小麦」、「そば」及び「えび、かに」のファクトシート（令和6年度）を公表してきたところ、新たに「落花生」、「くるみ」のファクトシート及びこれらの概要資料を公表した。 	<p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <p>本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日食品安全委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p> <p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <p>「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。</p> <p>「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年10月1日から令和6年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目について、リスク管理措置に適切に反映されているかを確認するため、リスク管理に関する施策の実施状況調査（第30回）を実施した。現在取りまとめを行っているところであり、今年度中に食品安全委員会へ報告予定。 <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>➡資料2-2（p8, 9）参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年4月から令和8年3月末までに食品安全モニターから11件の提案・報告を受け付けた。分類別報告件数では、①リスク管理措置やリスコミ等の施策が適切に実施されているものが4件、②リスク管理措置やリスコミ等の施策が適切に実施されているか不明確であるものが3件、③委員会が実施するリスク評価やリスコミの改善点に関するものが4件であった。関係省庁別対応件数は、消費者庁が4件、厚生労働省が3件、農林水産省が2件、国税庁が1件、食品安全委員会が4件であった。提案内容としては、「用語集の追加（FSSC22000）について」や、「国税庁のホームページの記載について」があった。 ○ 食品安全モニターに対する「食品の安全性に関する意識等について」の調査を令和8年1月から2月にかけて実施し、その結果の取りまとめを行っている。 	<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品の安全性に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和8年2月を目途に実施する。</p>

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

➡資料2-2 (p10~14) 参照

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

研究・調査企画会議事後評価部会において、令和6年度に終了した9課題について事後評価を実施し、令和7年10月14日の第1000回委員会会合において評価結果を報告した。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、ホームページに公表した。

研究成果報告書については、委員会ホームページで公表するとともに、2課題を対象として「令和7年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」を令和8年3月2日に公開（オンライン）で開催した。

(2) 本年度における研究課題の実施

20課題（令和6年度採択分9課題及び令和7年度採択分11課題）について研究を実施した。また、各主任研究者から提出された10月末時点等の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめるとともに、令和8年度に継続実施予定の課題（11課題）については、研究・調査企画会議事前・中間評価部会（以下「事前・中間評価部会」という。）において研究者からのヒアリングを含めた中間評価を実施し、令和8年2月17日の第1014回委員会会合においてその評価結果を報告し、研究継続を決定した。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

令和6年度に「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性（ロードマップ）」（平成22年12月16日食品安全委員会決定。以下「ロードマップ」という。）を改正し、新興ハザードが出現し覚知されつつあるなかで、より精緻で一貫性をもったリスク評価を実施するとともに、新たな評価指標等の従来の方法論と異なる場合や既存のデータが不足しているような場合における合理性をもった評価が求められていることを踏まえ、

①新興及び既存のハザードのリスクの評価に向けた特性評価・ばく露に関する科学的知見の集積

②健康影響発現メカニズムを踏まえた新たな評価系の構築

③食品健康影響評価の発展を支える連携及び基盤の整備

の3つの柱に焦点を当てて研究・調査を実施することとした。

このような趣旨を踏まえ、研究・調査を戦略的かつ計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用する。

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(2) 本年度における研究課題の実施

本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

事前・中間評価部会において、令和8年度の優先実施課題(案)を取りまとめ、令和7年8月26日の第995回委員会会合において決定した。この優先実施課題に基づき、府省共通研究開発システム(e-Rad)により公募を行い、大学や研究機関等の関係機関に対し幅広く公募内容を周知した。

公募終了後、事前・中間評価部会において書類審査及びヒアリング審査を実施し、令和8年2月17日の第1014回委員会会合において7課題(うち食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠が2課題)の採択を決定した。

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な執行体制が確保されているかを確認するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年9月17日食品安全委員会事務局長決定)に基づき、契約時に各研究機関から体制整備等自己評価チェックリストの提出を求めるとともに、令和7年度に研究を実施している2機関に対して履行状況調査を実施した。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行った。

新規採択課題の公募・採択や研究成果の公表等について、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の関係省庁担当者と情報共有を図ったほか、関連省庁と個別に意見交換を行い、業務の効率化を検討した。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

令和8年度の優先実施課題に基づく調査課題について、事前・中間評価部会において審議を行い、令和8年2月17日の第1014回委員会会合において1課題を選定し、調査の実施に向けて、入札公告等の手続を開始した。なお、入札公告の際には調査・研究機関に周知した。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。また、ロードマップを踏まえ、若手研究者を主任研究者とする研究課題の採択に取り組む。

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定)に基づき、研究機関に対する履行状況調査を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」(食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について(平成17年1月31日関係府省申合せ))等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く

<p>(2) 食品安全確保総合調査の実施 令和7年度調査課題について、総合評価方式による一般競争入札を行い、調査(6課題)を実施した。調査結果報告書については、知的財産等の情報の有無を順次確認した上で、食品安全総合情報システムにおいて公開する。</p> <p>3 研究・調査事業の追跡調査の実施 (1) 追跡評価の実施 令和7年10月27日の研究・調査企画会議プログラム評価部会(以下「プログラム評価部会」という。)において、研究・調査事業の食品健康影響評価への活用状況等について追跡評価を行った。</p>	<p>く周知する。</p> <p>(2) 食品安全確保総合調査の実施 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p> <p>3 研究・調査事業の追跡調査の実施 これまでに行った研究事業及び調査事業について、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性、成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目した追跡評価を行う。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進 →資料2-2(p15)参照</p>	<p>第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進 消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての委員会の認知度の向上を図りながら、対象者に応じた様々な媒体・機会を活用したリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行う。以下の点を柱として、具体的な取組として次の1から4までのとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道関係者、地方公共団体、食品事業者等の食品安全に関する情報を発信する者に対する、科学的情報、特に食品安全委員会が行った食品健康影響評価に関する適切な情報の提供及びこれらの者との意見交換(特に、令和7年1月に公表した「食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションの推進に向けた消費者庁と食品安全委員会の更なる連携強化について」に基づき、消費者庁が主導する食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションについて、科学的知見の提供や委員の派遣等を通じて積極的に協力・関与し、消費者庁及びその他のリスク管理機関との更なる連携強化を進める。) ・ 妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生、消費者全般等、対象階層を明確にしつつ、二次利用を意識した情報

1 様々な手段を通じた情報の発信

➡資料2-2 (p16~18) 参照

(1) ホームページ

- 最新の食品健康影響評価の結果を公開した。
- 国民の関心の高い項目をトピックスとしてホームページトップに掲載した。
 - ・農薬の再評価に係る食品健康影響評価
 - ・有機フッ素化合物 (PFAS) 評価に関する情報
 - ・アレルゲン (そば、えび、かに) のファクトシート
 - ・アレルゲン (落花生、くるみ) のファクトシート
 - ・松永和紀委員が出演した、消費者庁と NewsPicks 制作のトーク番組の配信案内
 - ・キッズページの開設
 - ・食中毒予防に向けたパンフレット等に使える「食品安全関係素材集」を公開 など
- ホームページの利便性を高めるため、トップページに「健康食品に関する情報 (19のメッセージ等)」、「世界情報 (検索ページ)」、「食品ハザード情報ハブ」、「食品の安全性に関する用語集」、「消費者の方向け情報」及びキッズページのバナーを設置。

(2) SNS 等

食品安全委員会の活動や食中毒予防に関する注意喚起等、速報すべき情報等について、広く周知できるよう、SNS 等により情報発信した。

① Facebook

科学的な根拠を伴う食中毒予防に関する注意喚起、最新の食品健康影響評価、食品安全に関する基礎知識、委員会の審議概要等を発信した。(約13本/月)

② メールマガジン

提供

- ・地方公共団体が地域住民や事業者に情報発信・リスクコミュニケーションを主体的に実施する際に活用できる、科学的なデータや図などの素材の提供

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性に関する最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。

(1) ホームページ

食品の安全に関する情報を入手、利用の利便性を高めるため、食品健康影響評価の結果、委員会、専門調査会及び意見交換会の開催状況や評価に係る解説等をより見やすく必要な情報により容易に到達できるように、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。

(2) SNS 等

委員会の情報を広く届ける観点から、SNS やメールマガジン等のコミュニケーションツールの特性やその利用者に応じた内容での発信となるよう、各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。

① Facebook

食品安全委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等を発信する。

② メールマガジン

委員会の開催等の情報を定期的に発信した。

③ ブログ

最新の食品健康影響評価等をより周知させるため、Facebook による発信と合わせて情報を随時ブログに掲載した。

④ YouTube

下記のテーマについて配信した。

- ・令和7年4月 農薬の再評価に係る食品健康影響評価の進展
～イミダクロプリドの評価書（案）を例に～
- ・令和8年3月 PFASの食品健康影響評価について

⑤ X

食品安全委員会の活動や公表情報、食中毒の注意喚起について情報発信した。

ウェルシュ菌による食中毒、セレウス菌の食中毒、ヒスタミン食中毒の注意喚起に対する注意喚起の投稿に閲覧数が多かった。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

- 広報誌「食品安全」62号を令和7年10月にウェブサイトに掲載するとともに、冊子を関係機関や専門調査会専門委員等関係者に配布した。また、報道関係者や学会等へ広く周知した。
- 委員の改選に合わせ、新たなパンフレット「食品安全委員会」を令和8年3月に作成し、広報誌とともに配布した。
- 月刊誌「栄養と料理」（女子栄養大学出版）に「食品安全委員会発 ちょっとくわしく知りたい食品安全トピックス」を令和7年1月～令和8年4月号まで掲載した。
- 小学生向け食品安全についての啓発冊子「うんこドリル 食べ物のひみつ」を令和8年3月に公表し、冊子を配布した。

メールマガジンに登録している、食品安全への関心が非常に高い者に向けて、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。

③ ブログ

検索エンジンや X 等に貼られたリンクからさらに一次情報を求める等、食品安全に関してより詳しく正確な情報を求めている者に向けて、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用して Facebook で配信した内容等の食品安全に関する情報を蓄積し、機会を捉えた X での情報発信の際の情報資産の場とする。

④ YouTube

検索・おすすめ等で長くアクセスが得られることから、頻りに映像や音声の情報を利用している者に向けて、意見交換会等の情報提供動画や消費者の関心が高かったコンパクトな動画等対象者を意識した情報を蓄積し、機会を捉えた X や Facebook での発信の際の情報資産の場とする。

⑤ X

報道関係者を含めた多くの者の情報収集の手段として用いられ、拡散力の高い X の特性を活かし、食中毒の防止法等、身近に関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを委員会の活動に結びつけて情報発信する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」等とともに、委員会が単独又は消費者庁をはじめとする関係省庁と連携して開催する意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の

○ 英文電子ジャーナル「Food Safety」の投稿促進に向けたタペストリーを作成。令和7年2月に開催された第35回日本疫学会学術総会へのブース出展時から掲示開始。

(4) 食品の安全性に関する用語集

- 令和6年度の食品衛生基準行政の厚生労働省から消費者庁への移管に伴う修正等を行い、第7.1版をウェブサイトにて更新した。
- 食品安全モニターや学会、食品科学を学ぶ学生等に、ウェブサイト版・冊子版の用語集を周知・提供した。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

➡資料2-2 (p19) 参照

(1) 評価書等の解説講座

- 一般消費者、食品関係事業者、地方公共団体職員などを対象に、食品安全オンラインセミナー『「農薬の再評価に係る食品健康影響評価の進展」～イミダクロプリドを例に～』を開催した(令和7年4月)。

(2) 意見交換会、講師派遣等

一般消費者や食品関係事業者等に対して、意見交換会・講師派遣等を下記のとおり実施した。

日付	依頼元	意見交換会・セミナー名	講演テーマ	演者	参加人数

機会を捉えて掲示するなど、委員会の活動等に対する理解促進を図る。

加えて、学校教育関係者に対して学校現場の教材としての活用を促す。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。

食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

消費者の食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進を図るため、以下の取組を行う。

(1) 評価書等の解説講座

リスク管理の根拠となる食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるため、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する(食品の安全性の確保に向けて必要な施策・措置を講じる責務を有する食品関連事業者及び行政担当者並びに食品安全分野に係る研究者等を対象)。

(2) 意見交換会、講師派遣等

地方公共団体、消費者団体、学術団体、職能団体、事業者団体、学校教育関係者等との間で意見交換会やセミナー等を行う。その際には、「食品の安全」に関する科

5月21日	株式会社 食品化学新聞社	ifia/HFE JAPAN2025 食の安全・科学フォーラム第24回セミナー &国際シンポジウム 「食品添加物の国際 整合性と食肉の衛生 管理」	食肉に関する食品健康影響評価	山本委員長	30	学的な知識の普及や食品健康影響評価に対する理解の向上等の目的に留意しつつ、対象者層を勘案しながらテーマや形式（相互対話、講演、ブース展示等）について決定する。また、消費者庁及びその他のリスク管理機関と連携してリスクコミュニケーションを実施する際には、対象となる危害要因の分野に応じて、これまで実施した食品健康影響評価結果等の科学的な知見の提供、委員会委員の派遣及び様々な専門分野の科学者のネットワークを活かして専門家を推薦し、積極的に協力・関与する。
5月21日	株式会社 食品化学新聞社	ifia/HFE JAPAN2025 安全性評価・精度管理セッション	食品の安全確保における食品安全委員会の役割	頭金委員	60	
6月2日	山陽小野田市立山口東京理科大学	医療薬学系薬学特論	食品安全委員会における食品のリスク評価	頭金委員	3	
6月6日	大阪大学	環境医学・公衆衛生学講座	食品安全に関するリスク評価	祖父江委員	110	
6月8日	ジョンズ・ホプキンス大学日本同窓会	ジョンズホプキンスクラブ総会	食品安全委員会における食品健康影響評価の実際	祖父江委員	50	
6月13日	和歌山県立医科大学	衛生学・公衆衛生学特別講義	食品に潜むリスクと安全性の評価	祖父江委員	100	
6月16日	長浜バイオ大学	生物生産学概論	リスク分析による食品の安全確保と食品安全委員会の役割	事務局職員	30	
6月18日	川越女子高校	川越女子高校 SSH 特別講義	食の安全：正しく学んで科学的判断を	小島委員	15	
7月7日	横浜薬科大学	食品安全性学特別講義	食品安全委員会における食品健康影響評価の実際	浅野委員	100	
7月31日	農林水産省 消費・安全局	食品安全行政担当者研修	信頼を獲得するためのコミュニケーション	松永委員	18	
8月7日	東京大学	予防保健の実践と評価	「食品安全行政の枠組みと食品安全委員会の役割」	事務局職員	20	
8月8日	前橋市	令和7年度食品安全講演会	知って防ごう！食中毒	山本委員長	60	
8月8日	岡崎市	食品衛生月間特別講演会	食品のリスクとその評価	頭金委員	90	
8月20日	食の安全安心財団	水道水、ミネラルウォーター等のPFAS（PFOS及びPFOA）規制に関するセミナー	PFAS（PFOSおよびPFOA）のリスク評価のポイント	祖父江委員	150	

9月12日	埼玉県	令和7年度食のリスクコミュニケーション研修	食の安全におけるリスクコミュニケーションとは？	松永委員	109
9月30日	農林水産省 畜産局	中央畜産技術研修会	食品安全委員会におけるリスク評価	事務局職員	40
10月16日	沖縄県	地方公共団体共催意見交換会	知って防ごう食中毒	事務局職員	40
10月25日	新潟県獣医師会	令和7年度新潟県獣医師会公衆衛生部会研修会	有機フッ素化合物（PFAS）の食品健康影響評価について	祖父江委員	40
11月28日	Asian Pacific Prion Symposium 2025	Asian Pacific Prion Symposium 2025	日本における食の安全	山本委員長	200
11月28日	京都府	地方公共団体共催意見交換会	食品安全の基本とカフェインについて	事務局職員	27
12月8日	立命館大学	授業科目「パブリックヘルス」	食品安全委員会の仕事とこれまでのことなど	事務局職員	55
12月17日	防衛医科大学校	社会医学系—公衆衛生学実習	食の安全を守る仕組み～食品安全委員会の役割～	事務局職員	7
12月19日	明石市	PFASについて知り学ぶ勉強会	PFASの食品健康影響評価について	事務局職員	50
2月13日	仙台市	食品の安全性に関するWEB講演会	知って防ごう食中毒	事務局職員	112
2月27日	山梨県公衆衛生獣医師協議会	令和7年度山梨県公衆衛生獣医師協議会研修会	科学的根拠に基づく食品安全評価と公衆衛生獣医師の役割	山本シニアフェロー	30
3月11日	栃木県	子育て世代（保護者）を対象としたリスクコミュニケーション	おいしくて安全な加熱調理のポイント	杉山委員	8
3月16日	生活協同組合コープなごの	食の安全学習会	加熱不足による食中毒を防ぎたい～肉を安全に調理するポイント～	杉山委員	100
3月29日	日本薬学会第146年会	特別講演	食品安全におけるリスク評価	祖父江委員長	540
3月29日	日本薬学会第146年会	食品安全行政を支えるアカデミアの人材育成に向けて（シンポジウム）	食品安全の枠組みとアカデミアへの期待（食品安全委員会の観点から）	浅野委員	-

(3) 訪問学習受入れ

訪問学習の要請がなかったため、受入れはなかった。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

必要に応じ、隔週で開催されるリスクミ担当者会議で関係省庁（消費者庁、厚生労働省及び農林水産省）へ情報を提供した。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

⇒資料2-2（p20, 21）参照

(1) リスク管理機関との連携

- リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携のリスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催するリスクコミュニケーションについて情報交換等を行った（24回）。
- 食品中の放射性物質、食品添加物及び残留農薬等について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、親子参加型イベント及び意見交換会を開催した。
- 消費者庁等が制作した「こどもを守る「食品の安全リテラシー」」と題したWEB番組で、食品安全の科学と国の制度等について、松永委員が解説員を務めた。
- 関係省庁と連携し、SNS（Facebook、X）、メルマガ等で相互の情報を周知した。

(2) 地方公共団体との連携

今年度も消費者庁主催の「食品安全担当職員研修会」を共催開催した。同研修会にて、事務局からは、地方自治体向けのリスクコミュニケーション用素材集の活用を促すため、委員会Webサイトに掲載しているリスクコミュニケーションに関する素材及び用語集ビジュアル解説の紹介を行った。

(3) 訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報や消費者の意見・懸念事項として、リスク管理機関と共有等し、食品の安全性の確保やリスクコミュニケーション・情報提供の充実を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページや Facebook 等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係省庁の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

また、令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管を踏まえ、消費者庁が主導する食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションについて、科学的知見の提供や委員の派遣等を通じて積極的に協力・関与し、消費者庁との更なる連携強化を進める。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。（2（2）参照）

さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情

(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

⇒「第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進」2(2) (p12~14) 参照

(4) 報道関係者との意見交換

報道関係者との意見交換の開催はなかった。

(5) 学術団体との連携

下記のとおり、各学会に専門分野の委員を派遣し、講義を実施。また、委員会のブース出展等を行った。

<委員派遣>

令和8年3月29日 日本薬学会第146年会 【祖父江委員長、浅野委員】

特別講演「食品安全におけるリスク評価」（祖父江委員長）

演題「食品安全の枠組みとアカデミアへの期待（食品安全委員会の観点から）」（浅野委員）

<ブース出展>

日付	学会総会等名	開催地
5月31日～6月1日	一般社団法人日本家政学会第77回大会	神奈川県
7月2日～4日	第52回日本毒性学会学術年会	沖縄県
9月18日～19日	第46回日本食品微生物学会学術総会	神奈川県
10月16日～17日	日本食品衛生学会第121回学術講演会	東京都
11月1日～3日	日本動物実験代替法学会第38回大会	神奈川県
1月29日～30日	第36回日本疫学会学術総会	長崎県
3月16日～17日	日本農薬学会第51回大会	島根県
3月27日～29日	日本薬学会第146年会	大阪府

4 その他

報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。

(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。

特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。

(4) 報道関係者との意見交換

意見交換会の実施により、委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。

(5) 学術団体との連携

我が国の食品安全に関する研究の充実、食品の安全に関する科学的な知識の普及及び委員会の専門委員の充実のためには学術団体との更なる連携強化が必要である。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演やブース出展等を行う。

4 その他

<p>➡資料 2-2 (p12) 参照</p> <p>令和7年度食品健康影響評価技術研究として、食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた基礎的調査を開始した。</p>	<p>エビデンスに基づくリスクコミュニケーションの推進に資するため、食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた予備調査を行う。</p>
<p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>➡資料 2-2 (p22) 参照</p> <p>1 緊急事態への対処</p> <p>食中毒等について、委員会ホームページ、Facebook 等において科学的情報の提供等を行った。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>令和7年度緊急時対応訓練計画に基づき実務研修及び確認訓練を実施した。</p> <p>また、夜間・休日における緊急事態の発生に備え、緊急時連絡ルートを整備し、迅速かつ効率的な連絡体制を整えた。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>令和7年2月18日の第972回委員会会合において、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化と緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を重点課題とする令和7年度緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて、次のとおり実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計により実施した。確認訓練は消費者庁が企画の中心となり、厚生労働省、農林水産省及び警察庁も参加して行われた。</p> <p>確認訓練では、危害要因等に関する科学的知見・情報をリスク管理機関等に提供し、科学的に正しい情報を分かりやすく国民に提供する等の緊急時における食品安全委員会の役割に着目しながら、対応手順を確認した。</p> <p><実務研修></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応実務者研修：令和7年6月5日 <p><確認訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> 確認訓練：令和8年2月24日 	<p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 緊急事態への対処</p> <p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした実務者研修等を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用
 ➡資料2-2 (p23) 参照

- 食品の安全性の確保に関する海外の最新情報を収集・整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日配付した。
- 収集した情報を隔週で食品安全総合情報システムに登録し、リスク管理機関等の関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。
- 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用及び緊急時におけるリスク管理機関との連携を図るため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて食品安全に関連する関係府省庁の取組状況や食中毒等の発生状況等について情報交換を行った。
- 緊急事態に備え、任期満了に伴う各専門委員選任にあわせて、専門委員の連絡先の確認を行った。
- 国立医薬品食品衛生研究所と連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を事務局内に共有した。
- 令和8年1月から環境省の「野鳥における鳥インフルエンザ発生状況」について情報を入手し事務局内への共有を開始した。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報として、国際機関、海外の政府関係機関の公式発表や学術誌に掲載された論文等の情報を毎日収集し、迅速にリスク管理機関に共有するとともに、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）に登録し、国民に対して情報提供を行う。

中長期的な視点として、日本の食品安全に係る将来起こり得る課題を可能な限り早期に検知する観点から、情報の分類及び構造の改善に取り組むとともに、リスク評価の実施に向けた必要な視点・情報の明確化等を意図しつつ議論の深化を図る。加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係機能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。

第9 国際協調の推進
 ➡資料2-2 (p24) 参照

1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

コーデックス委員会、その他の食品安全に関する国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員が参加し、意見交換・情報収集を行った（国際会議等7回）。

- ・ 7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2025（米国）
 情報収集のため委員1名が参加
- ・ 9月 EUROTOX2025（ギリシャ）
 情報収集のため委員1名が参加
- ・ 9月 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPPR）（タイ）
 WHOエキスパートとして事務局職員1名が参加
- ・ 9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2025（スイス）
 意見交換及び情報収集のため委員1名が参加
- ・ 10月 ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）主催「PFAS のリスク評価における課題に関する国際会議」（ドイツ）
 意見交換及び情報収集のため委員1名が現地参加、委員2名がオンライン参加
- ・ 2月 第41回OECD農薬作業部会（フランス）
 意見交換及び情報収集のため事務局職員1名が現地参加、事務局職員1名がオンライン参加

第9 国際協調の推進

国際的な貢献や科学的知見の充実、海外の機関との連携・協力体制の強化など国際協調を推進するため、以下の取組を行う。

1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

2025年6月	第18回コーデックス食品汚染物質部会（CCCF）
7月	国際食品保全学会年次学会（IAFP）2025
9月	レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2025
2026年2月	第41回OECD農薬作業部会
3月	米国毒性学会（SOT）

また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催

- ・ 3月 第65回米国毒性学会（SOT）（米国）
情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加

2 海外の研究者等の招へい

BfRの疫学専門家による内部オンライン勉強会の開催を企画、来年度の実施に向けて検討・調整を継続。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

令和7年4月に欧州食品安全機関（EFSA）が実施したMOE（ばく露マージン）等の用語の使用状況調査に回答した。また、同年10月のドイツ出張の際にドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）を訪問し、双方のリスク評価の仕組みについて紹介し、海外の食品安全機関等との連携強化を図った。12月にはタイ保健省（FDA）が主催する「日本の食品バイオテクノロジーの管理と規制に関するセミナー」において、遺伝子組換え食品等のリスク評価について説明を実施した。令和8年3月にはレギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2026開催に向けたプログラム会議に参加した。

このほか、各国の食品安全に係るリスク評価・管理機関担当者がメンバーとなっているリエゾングループ（リスクコミュニケーション（IRCLG）、化学物質（IFCSLG）、微生物（IMFSLG）、リスク評価手法（ILMERC））に参加して、情報提供及び情報収集し、その会議結果の情報共有を行った。

4 海外への情報発信

英語版ホームページに、評価が終了した食品健康影響評価の要約及び海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を掲載した。

委員会の英文電子ジャーナルである「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission」について、vol.13 No.2（2025年6月）、vol.13 No.3（9月）、vol.13 No.4（12月）及びvol.14 No.1（2026年3月）を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGEに掲載した。また、これらは、2016年3月以降に発行したバックナンバーも含め、PubMed Central（PMC）に掲載され、国内外へ広く情報発信された。

されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。

2 海外の研究者等の招へい

海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。また、必要に応じてウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（FDA）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

また、委員会の国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修にも協力する。

4 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。